

総務文教常任委員会

平成24年3月16日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年3月16日(金) 午後1時00分 開会
午後5時13分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 藤井本 浩
副委員長 辻 村 美智子
委員 中 川 佳 三
" 春 木 孝 祐
" 朝 岡 佐一郎
" 阿 古 和 彦

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 西 川 弥三郎
議員 白 石 栄 一

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山 下 和 弥
副市長 杉 岡 富美雄
教育長 大 西 正 親
企画部長 田 中 茂 博
人事課長 吉 村 孝 博
企画政策課長 和 田 正 彦
" 補佐 高 谷 彰 英
情報推進課長 米 井 英 規
総務部長 河 合 良 則
総務財政課長 山 本 眞 義
" 主幹 安 川 誠
" 補佐 森 岡 偉 晃
" 補佐 米 田 匡 勝
税務課長 寺 田 馨
" 補佐 安 川 博 敏
収納促進課長 邨 田 康 司
生活安全課長 菊 江 博 友

〃 補佐	門 口 昌 義
教育部長	中 嶋 正 英
教育総務課長	西 川 信 明
〃 補佐	高 津 和 司
学校教育課長	三 宅 智
生涯学習課長	吉 村 恭 信
体育振興課長	西 川 博 史
学校給食センター所長	松 田 和 男
中央公民館長	青 木 若 次
歴史博物館主幹	吉 岡 昌 信
消防長	岩 井 利 光
総務課長	高 橋 正 博
予防課長	西 川 和 秀
消防指令課長	河 井 章
警防課長	伏 見 悟

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福 井 良 祝
書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大

7. 付 議 調 査 案 件

- 議 第 4 号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定することについて
- 議 第 5 号 葛城市地域振興基金条例を制定することについて
- 議 第 7 号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議 第 8 号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 議 第 9 号 葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについて
- 議 第 13 号 葛城市火災予防条例の一部を改正することについて
- 議 第 14 号 平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 議 第 17 号 平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 調査案件 1 葛城市学校給食センターについて
- 調査案件 2 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて

開 会 午後1時00分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。

この3月定例会、9日から開会いたしまして、28日までということで、この間、私、感じているんですけども、冬から春へということで、今週12日には雪が降ってました。雪も経験しながら、間もなく行われる選抜高校野球、春も味わえる非常にいい季節じゃないかなというふうに感じております。そんな中でのきょうの委員会、慎重審議賜りますことをお願いして、冒頭のあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員外議員が出席いただいております。白石議員です。

一般の傍聴の申し出が1名あります。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

藤井本委員長 発言される場合は挙手をいただき、指名いたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第4号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

河合総務部長 ご苦労さまでございます。それでは、ただいま上程になっております議第4号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定することについての説明を申し上げたいと思います。

本条例につきましては、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行によりまして、候補者の氏名、経歴、また、政策などを有権者に周知をいたしまして、投票の指標としていただくことを目的に条例を制定するものでございます。主な内容といたしましては、選挙公報の発行の方法、掲載の申請方法、発行の手続、配布の方法等を制定するものとなっておりますのでございます。ただいまこちらの方からお示しをいたしましたように、こういうものでございますけれども、これは見本でございますけれども、御所市のこれは市長選挙の分でございます。大きさは、大体A3判大の大きさとなっておりますのでございます。また、市議会議員の選挙公報につきましては新聞大の大きさということでございまして、これぐらいの大きさということになるわけでございます。

それでは、以下順次、各条文ごとにご説明を申し上げたいと思うわけでございます。まず、第1条でございます。第1条においては、その内容につきましては、市の議会議員及び市

長の選挙の執行に際しまして、選挙公報を発行することにより、候補者の氏名、経歴、政策などを有権者に周知し、投票の指標とするため、公職選挙法の第172条の2の規定に基づきまして本条例を制定するものでございます。

第2条でございます。選挙公報の発行方法について規定をいたしておるところでございます。選挙公報は当該選挙の候補者に係る氏名、経歴、政見及び写真を掲載いたしまして、各選挙の際に1回、発行する旨を規定をいたしております。

次に、第3条でございます。第2条で申し上げましたように、その規定に基づきましての掲載内容でございます。当該選挙の告示日に文書をもって選挙管理委員会に届け出るということになっております。また、その掲載文につきましては、公序良俗にのっとり品位あるものとするという旨を規定をいたしております。

次に、第4条でございます。第3条の規定に基づきまして届け出られた掲載文につきましては、その原文のまま掲載をいたしまして、また、複数の候補者がある場合には、その掲載順序は選挙管理委員会により、くじで定め、そのくじの実施に際しましては、候補者またはその代理人が立ち会うことができる旨を規定をいたしているところでございます。

次に、第5条でございますけれども、選挙公報の配布の方法について規定をいたしております。配布の期日につきましては、選挙期日の2日前までに配り終えるということになっておりますので、金曜日中ということになるわけでございます。その配布方法につきましては、原則各戸に配布をするということの規定を設けております。

次に、第6条でございます。第6条におきましては、告示日に候補者の数が議員定数または市長選挙の場合に1名となる、また投票の必要がなくなった場合、また、天災などの特別な事情がある場合におきましては、選挙公報の発行の手段を中止する旨を規定をいたしております。

それから、第7条でございます。第7条につきましては、選挙公報の掲載文の届け出や修正等に係る届け出につきましては、告示日の午前8時30分から午後5時までにを行う旨の規定を設けております。

それから、第8条でございますが、第8条につきましては、本条例における手段について、他の行政手段に関する共通する事項について適用するように既に制定をいたしております行政手段条例は適用せず、申請に対する処分、不利益に対する処分につきましては本条例の規定を適用するという規定を設けておるところでございます。

それから、第9条でございます。委任でございますが、この条例を施行する上での必要な事項につきましては、他の例規に委任する旨を決めておるところでございます。附則で、この条例につきましての施行でございますけれども、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま他市の選挙公報等見本をご提示いただきながら説明をいただきました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 このたびの市議会議員並びに葛城市長の選挙における選挙公報の発行についてということで、今、河合総務部長からご説明がございました。やはりまず、当然印刷をする、また配布をする。さまざま、それぞれいろいろと委託をされると思いますが、当然これはまた入札等で業者を決められると思うんですけども、今、第5条でありますように、期日前2日前、いわゆる金曜日中に配布をすると、こういう形になっていますが、これは当然告示の日の午後5時に締め切りをして、その時点で、先ほどありましたように、市長の選挙の場合は1名以上、議会議員の場合は、いわゆる定められている定数以上というようなことでしょうか。要は印刷から配布まで、そのスケジュールというのはどのように考えておられるんですか。

藤井本委員長 はい、課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。ただいま朝岡委員からのご質問でございます。告示後、配布に至るまでの日程的な経緯でございます。まず、選挙となれば1週間前の日曜が告示日となるわけでございます。午後5時に締め切りを行いまして、直ちに、先ほどおっしゃいましたように、定数以上の立候補予定がございましたら、くじを選挙管理委員会にて行うわけでございます。くじで掲載順番を決めて、それにのっとり告示日午後5時までに提出いただいた原稿、写真等を印刷業者の方に即刻届けて写真製版にて印刷を行っていただくと。納品につきましては、翌日の月曜日夕刻から火曜日の午前中には作成、印刷を終えて納品いただく予定で仕様発注させていただくと、かように考えております。

その後、すぐにポストिंग的な業者、これはまた、そういうことを預る業者の方をお願いして、先ほど総務部長、申しましたように、選挙期日前2日まで、すなわち金曜日中に有権者各世帯に届くように配布をさせていただきたい。このように考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 今、山本課長の方から、原稿を入手してから写真製版等で、翌日、もしくは火曜日午前中には納品されると。その後、この第5条第2項にあるように、新聞折り込み、その他に準ずる方法でというようなことで、ポストिंग業者の方に依頼をして期日前2日前。昨今、どの選挙を見ても、いわゆる期日前投票率というのがものすごく高いということで、市長の選挙にしても、議会議員選挙にしても、いわゆる告示日の翌日から既に選挙が始まっておりますし、投票もかなり期日前投票がふえているということで、できる限り、そういった期日前投票される皆さん方にも、当然この選挙公報を出す限りは、それが有力な指標となつて、その選挙の最終的な投票行動に移れるように、1日も早くポストिंगをできるような体制をしっかりととっていただきたい、このように思います。

藤井本委員長 答弁はいいですね。

朝岡委員 いいです。

藤井本委員長 はい。ほかに質疑ありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 第3条第2項なんですけれども、この一番最後の方に、卑しくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならないという一文が入っておるんですが、この判断というのとはどこにおいてなされるんでしょうか。それと、具体的なことは前に若干並んでいるわけですが、いづれにしましても、そういうのはどこでされて、どういうふう処理をされていくのかお尋ねしたいと思います。

藤井本委員長 山本課長。

山本総務財政課長 ただいまの春木委員からのご質問でございます。品位を損なう事項ということで、例えば憲法で保障されております基本的人権を侵すような内容、また他方、他人の中傷、卑語、差別言語等々、社会通念上ふさわしくない文言等、こういったものにつきましては、選挙管理委員会を開かせていただいて、その中で再度行政指導をさせていただいて、そういう一般有権者家庭に届いた中でも、良識のある選挙公報であると言える内容に変えさせていただくよう指導をさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 今、お答えいただいたことは施行規則か何かに書かれるというふうに理解するんでしょうか。要するに選挙管理委員会が原稿を見られて、もちろんいろんな意見があがってきたりとかするとは思いますが、結局、選挙管理委員が責任を持ってこの項については判断をして、そして、今おっしゃったように、場合によっては訂正を求めたりして、この条項にふさわしい公報として発行すると、こういう流れになっていくと理解していいんでしょうか。

藤井本委員長 山本課長。

山本総務財政課長 ただいまの件でございます。良識ある、市のために出てこられる候補者の皆様方でございます。その中でふさわしくない、先ほど申しましたような内容であるに至っては、選挙管理委員会の方で協議をして、修正の方をお願いいただき、ご了解いただく、そういう体制で臨ませていただきたい、かように思っております。

藤井本委員長 いいですか。

春木委員 はい。

藤井本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、議第4号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市地域振興基金条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

河合部長。

河合総務部長 ただいま上程になっております議第5号、葛城市地域振興基金条例を制定することについてでございます。本市におけます市民の連帯強化、地域の振興等に要する財源の経費の財源に充てるため、地方自治法の規定に基づきまして当該条例を制定するものでございます。この条例につきましては、合併支援の1つでありまして、ソフト事業面における合併特例債の活用でございまして、基金積立額の95%について合併特例債を活用いたしまして、平成24年度につきましては4億円、平成25年度につきましても4億円、平成26年度につきましては5億円の基金を造成しようとするものでございます。なお、この基金に係る合併特例債の公債費償還に当たって地方交付税において実額算入されるということになっておるところでございます。

それでは、条例の内容につきまして、各条文ごとにご説明申し上げたいと思います。まず、第1条でございます。第1条につきましては、当該基金条例の目的と設置を規定いたしているところでございます。

次に、第2条につきましては、積み立てする額につきましては、毎年度、一般会計の予算に定める額ということになっておるところでございます。

次に、第3条でございます。第3条につきましては、基金に属する現金の管理方法について規定をいたしておるところでございます。

次に、第4条でございます。基金の運用から生ずる収益につきましては、予算に計上いたしまして、また基金の目的を達成する事業の財源に充てるか、基金に編入することとなっているところでございます。

次に、第5条でございます。第5条につきましては、繰替運用をあげておるところでございますが、基金に属する現金につきましては、歳入歳出現金に繰り替えて運用ができる規定でございます。

次に、第6条でございます。処分でございますけれども、基金につきましては、その設置目的に必要なときは、地域振興基金造成事業債の元金償還した全部、または一部を翌年度以降に処分することができる旨の規定を設けております。

次に、第7条でございます。委任でございますが、この条例の規定以外の基金の管理における必要事項は市長が別に定めるという旨の規定でございます。

附則でございますけれども、この条例の施行につきましては、平成24年4月1日からとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

春木委員。

春木委員 今提案されました条例に対して、1つは、たしか今、合併特例債のソフト的な目的で使用できるという、そういう趣旨だとありましたけれども、それはいつそういうことが使えるというふうになったのかという点と、それと、計画として平成24年度に4億円、平成25年度に4億円、平成26年度に5億円ということで計画をされている。これについては、決まりとして当市に対する限度額というのがあるのかどうかという点。

あと1点は、第3条にかかわることなんですけれども、まず、第1項に書かれている保管ですね。金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないという、この保管というのは一般的にどういう行為があるのか教えていただきたいということと、第2項に、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるということで、ここでは現金を有価証券に代えるということを認める条項が入っているんですが、第1項との関連も含めてご説明をお願いしたいと思います。

藤井本委員長 山本課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。ただいまの春木委員からのご質問でございます。まず、このソフト的に充当できる合併特例債、どういった根拠によるものかということでございます。これは合併当時の旧合併法の中で位置づけられております。第11条に、こちらの方で、合併特例債を活用した合併支援ということで位置づけがなっております、ということでございます。

2点目の限度額でございます。この旧合併特例法の中で支援されておる、この基金、標準基金規模というのがございます。3億円に合併関係市町村数掛けて足していくわけなんですけれども、細かい式になりますので割愛いたします。それに基づく上限といたしまして、葛城市、現在認識しておりますのが13億2,400万円ということでございます。

それと、3点目、基金の管理に関する第3条の条項のことであつたと思っております。まず、基金自体につきましては、もちろん現金でございますが、公有財産に相当する不動産、また動産、有価証券、物品等に相当する動産と、基金の中にはいろいろあるわけでございますが、当該条例で該当する中身は現金でございます。この第3条は、その現金の管理の方法を、まず、第3条第1項では保管の状況を明記しておるわけでございます。最も確実かつ有利な方法という中で、現在、葛城市におきましては財政調整基金初め10の積立基金を設置しております。大半が現金でございます、この基金についても、現金につきましては他の基金同様、定期預金なり、その辺での保管になろうかと思うわけでございます。

なお、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることもできるということで、他団体におきましては国債、また外国債、市場金利を想定した仕組債とか、いろいろ活用されておるところも聞いておりますけど、まず葛城市の場合、最も安全かつ確実、有利という中で、定期預金に回されておるといのが現状でございます。第3条につきましては、以上の内容でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 確認させていただきますと、要するにこれはもう合併特例債という制度が始まったのときに、もうこういう制度があるということが記載されていたけれども、とうとう今、ハード的ないろんな事業とか、いろんな落ち着いた中で、もうちょっとこれを活用してソフト的な事業のための積み立てをする、積み立てといたしますか、そうですね。基金を今回、条例として出して始めようと、こういうことでございますね。はい、わかりました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

河合部長。

河合総務部長 ただいま議第7号で上程になっております葛城市税条例の一部を改正することについてのご説明を申し上げたいと思います。今回の葛城市税条例の一部を改正することにつきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますけれども、市たばこ税の改正といたしまして、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴い、都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するための税率改正となっております。また、個人市民税に関する改正といたしましては、退職所得の10%税額控除の廃止、それともう一つは、個人市民税に関する改正といたしまして、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のために、個人市民税の均等割の税率改正によりまして、平成26年度から平成35年度までの各年度に限りまして、標準税率に年額500円を加算する改正となっております。

それでは、お手元に配布をいたしております新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。この表につきましては、左側が旧でございまして、これが改正前でございます。そ

れから、右側が改正後ということで、新となっておりますのでございます。そして、赤入りのアンダーラインの部分が改正部分ということになるわけでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1ページの上段をごらんいただきたいと思います。第4条でございますが、葛城市行政手続条例の適用除外となっておりますのでございます。改正前におきましては、第4条第1項における葛城市行政手続条例の第2章申請に対する処分及び第3章の不利益処分の規定は適用しないとなっていたところでございますが、今回の改正によりまして、申請により求められた許認可等を拒否する処分、または不利益処分につきまして、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととした法改正がなされております。第2章中の第8条申請に対する許認可等の理由提示、また第3章中の第14条の不利益処分の理由の提示につきましては、適用除外から除く改正となっておりますのでございます。

それから、1ページの中段でございますが、第95条でございますが、たばこ税の税率となっております。今回の改正では、先ほども申し上げましたように、法人実効税率の引き下げに伴いまして、都道府県と市町村の増減収を調整するために、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するための税率を改正するとされておりまして、法人実効税率の引き下げによりまして、県と市町村の法人住民税は同率で減額となるわけでございますけれども、県の法人事業税につきましては、増減がないわけでございます。そのため、法人実効税率に対する県税と市町村税の構成割合を比較いたしますと、県税よりも市町村税の方が減収率が大きくなるということでございます。このことによりまして、増減収率を調整するために、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するという改正になっております。

第95条の税率につきましては、旧3級品以外の市たばこ税の税率でございまして、銘柄につきましては、マイルドセブン等があるわけでございます。そのたばこ税率は1,000本当たり、改正前は4,618円でしたが、改正後644円ふえまして5,262円とするものでございます。

次に、附則第9条でございます。これにつきましては、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例となっておったわけでございますけれども、今回の改正では、退職所得に係る個人市民税所得割額の10%税額控除が平成25年1月1日以後に支払われる退職所得に係る分から廃止されることになったために、第9条は削除となっておりますのでございます。

それから、1ページの下段でございますけれども、第16条の2たばこ税の税率の特例でございます。改正につきましては、旧3級品の市たばこ税の税率でございまして、銘柄につきましてはエコー等があるわけでございますが、そのたばこ税率を1,000本当たり改正前は2,190円でしたが、305円ふえまして2,495円とするものでございます。

次に、2ページの中段でございますけれども、附則第22条でございます。これにつきましては、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございまして、改正の内容につきましては、地方税法等の改正による文言の整理、条項のずれ等となっておりますのでございます。

次に、3ページ下段から4ページでございますけども、附則第24条でございます。個人市民税の税率の特例となっております。東日本大震災からの復興を図ることを目的といたしまして、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づきまして、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うとしております。その内容といたしましては、個人市民税の均等割の税率につきまして、平成26年度から平成35年度までの各年度に限りまして標準税率に年額500円を加算した額となっておりますところでございます。現行の均等割の税率につきましては3,000円でございますので、この特例の期間中につきましては3,500円となるところでございます。

次に、4ページでございますけども、ここでは、附則といたしまして第1条でございますけれども、第1条につきましては、改正の税条例の施行期日を定めておりまして、公布の日からの施行となっておりますところでございます。また、第1号につきましては、第4条第1項の規定の葛城市行政手続条例の適用除外、また附則第9条の改正規定の個人市民税の退職所得の10%税額控除の廃止、附則第2条の葛城市行政手続条例の適用除外に関する経過措置、附則第3条の市民税に関する経過措置の施行期日につきましては、平成25年1月1日からとなっておりますところでございます。また、第2号の第95条及び附則第16条の2第1項の改正規定、これにつきましては市たばこ税の税率改正でございます。及び附則第4条の市たばこ税に関する経過措置の施行期日は、平成25年4月1日からとなっておりますところでございます。

次に、第2条でございますけれども、葛城市行政手続条例の適用除外に関する経過措置を規定をいたしておるところでございます。

次に、第3条では、市民税に関する経過措置でございます。

第4条につきましては、市たばこ税に関する経過措置を規定をいたしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま新旧対照表を用いられて説明を願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、中川委員。

中川委員 ただいま総務部長の方から、葛城市税条例の一部を改正する条例についてのご説明いただきましたが、これ、聞いておるところ、たばこ税と個人の市民税の税の特例、改正ですね。これにおけるたばこ税並びに市民税、この影響額というのはわかっていますか。

藤井本委員長 寺田課長。

寺田税務課長 税務課の寺田でございます。よろしく願いいたします。ただいま中川委員の質問でございます。まず、たばこ税の税源移譲に伴う影響でございますが、たばこ税の影響につきましては、旧3級品以外で影響額を計算しましたら、なお、旧3級品につきましては、売上げ本数の1%に満たませんので計算してませんが、旧3級品以外、すなわちマイルドセブン

等の銘柄でございますが、それにつきましては4,618円から644円、価格につきまして13.94%アップいたしますので、これにつきまして、今年度、平成24年度の市たばこ税の予算要求2億1,000万円で、それにアップ率を掛けましたら。約3,000万円の影響額ということで増収になります。これにつきましては平成25年度からの予算に影響が出てきます。

次に、個人市民税の退職の10%減額の影響でございますが、例を挙げて言いましたら、勤続年数20年の方で退職金1,000万円の方につきましては、10%税額のときに約6万円の所得割、税金がかかりますが、今回、10%の特別控除はなくなりますので、6,000円減額になりまして、5万4,000円となります。ただ、これは1つの例でございますが、これを年額にあらわしましたら、平成22年度の決算額で計算しましたら、平成22年度の決算額につきましては、退職分離の決算額1,811万2,000円となりました。これにつきまして、10%の特別控除がなかったものとして計算しましたら1,941万6,000円となりまして、差額130万4,000円が増収となりまして、率で言いましたら約0.7%の増額となります。

以上です。

藤井本委員長 はい、中川委員。

中川委員 もう一つ、均等割の関係、影響ありましたら。

藤井本委員長 寺田課長。

寺田税務課長 失礼しました。もう1点、均等割でございますが、これにつきましても、個人の均等割に500円上乗せとなりますので年額3,500円となります。これにつきましても同じく、平成24年度の予算要求当時の個人市民税納税義務者数は1万6,000人おられますので、500円掛けましたら800万円の増収となります。これにつきましても、平成26年度からの影響でございます。

藤井本委員長 はい、中川委員。

中川委員 詳しいご答弁ありがとうございます。それと、単純なことで申しわけないんですが、ここで言う市県民税の均等割の改正になっておりますね、500円が。この均等割は単純に500円を加算した額となっておりますんですが、本来の均等割というのは県民税年額1,500円、市民税年額3,000円の4,500円が基準というんか、これについては、元来の森林環境税は今言った4,500円に入っておりますんか。

それと、もう一つ、最終、この500円を上げた場合、通常で言う県民税、市県民税幾らになるんか。その点だけ教えてほしいんです。

藤井本委員長 寺田課長。

寺田税務課長 先ほどの説明の中で、個人市民税の500円、上乗せ3,500円と言いましたが、普通、一般的には市県民税ということで、現在の個人市民税におきましては3,000円、更に県民税におきましては1,000円、それに県の森林環境税500円乗っております。それで合計しましたら4,500円になっております。今回、この改正におきまして個人市民税、市と県合わせまして500円と500円ですので1,000円となります。これにつきまして1,000円上乗せになりまして、平成26年から平成27年度の2カ年度におきましては5,500円となります。なお、平成27年度以降につきましては、県の森林環境税が延長という形でまだ定められておりませんので、今

回、この2カ年度につきましては1,000円上乘せとなりまして5,500円となる予定でございます。

藤井本委員長 いいですか。

中川委員 はい。

藤井本委員長 ほかに質疑ありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 今の均等割のアップにかかわって、もう少しお聞きをしておきたいんですけど、全体としての市に入ってくるアップ額ということでお話しなさいましたけども、実際にこの影響を受けるという市民の人数から言ったら、どのようなことになるのでしょうか。

藤井本委員長 寺田課長。

寺田税務課長 ただいまの春木委員の個人市民税500円、影響にかかわる人数でございますが、先ほど話しましたように、平成24年度の予算上では1万6,000人と計算しておりますが、実際に平成22年度のそういった均等割課税の人数につきましては、1万5,136人の方がおられます。その中でそういった影響があると思われま。

以上です。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 先ほど中川委員のご質問に対して、県民税でも均等割として500円、だから、合計1,000円ということになってくるということですね。かなりの方、今おっしゃった人数から言えば結構、1万人を超える人が影響を受けるということで、これは国の税法改正によって定められたことで、我が市条例でどうのこうのさじかげんということは何とも、特例とか、何とも、条例そのものを改正ということではできないという一般的な、そのとおりにやらないといけないという理解だと思わすけれども、今、世界的にも、日本だけじゃなくて、貧富の格差というものが非常に大きな広がりを見せておまして、さまざまな動きがある。特に税で言うならば、いわゆる税によって格差を縮めていくと、よく言われる応能応益ということ言えば、応益分をできるだけ少なくして応能負担の流れに変えていくと、これは全体の流れであり、必要な措置だろうと私は思うわけですけれども、震災の復旧のための財源と言いながら、こういう形で均等割に積んでくるというのは、かなりそういった趣旨からいくと厳しいものが僕はあるというふうに思い、非常に遺憾に思うわけです。反対しても始まらないということでございますから、非常にこれは納得のできない、非情な改正だという意見を強く述べさせていただきます。

藤井本委員長 意見だけでいいですか。

春木委員 何とかなるんでしたら。以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第8号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中嶋部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。よろしくお願いいたします。ただいま上程になっております議第8号、葛城市公民館条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。本案につきまして、地域主権改革一括法の公布によります社会教育法の一部改正に伴いまして、葛城市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について改正を行うものでございます。改正内容につきましては、委員の基準を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、または学識経験を有する者とし、その中から教育委員会が委嘱することとする旨の改正を行うものでございます。具体的に申し上げますと、社会教育法で規定しておりました委員の委嘱の基準につきまして、葛城市公民館条例の中で規定するというものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

春木委員。

春木委員 社会教育法の一部改正によって本条例を定めるという説明があったと思うんですが、具体的に社会教育法の何がどんなふうに変ったのか、まずご説明をいただきたい。後の質問はそれに関連して、していきたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 館長。

青木中央公民館長 中央公民館の青木です。よろしくお願いいたします。現行の社会教育法について先にご説明させていただきます。現行によりますと、社会教育法第30条ですが、市町村が設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。第2項におきましては、前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期、その他必要な事項は市町村の条例で定めるというのが一応今の現行です。今回、改正に伴いまして、市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。第2項におきましては、前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期、その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとす

るというのが今回、社会教育法の改正でございます。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 そうしますと、今までの法第30条のこの規定でも、今提案されております1号、2号、3号というのは書かれておったということですね。間違いだったら指摘してください。そして、今回の改正では、文部科学省令によって選択する委員を決めなさい、定めなさいという、こういう流れに理解できるんですが、その文部科学省令では、じゃ、どういうふうになっているんでしょうか。

藤井本委員長 館長。

青木中央公民館長 ただいま春木委員の文部科学省令の件でございますが、文部科学省令に当たりましては、ちょっと読み上げます。「社会教育法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」これが文部科学省令で定める省令でございます。この省令につきましては、平成24年4月1日から施行するというようになっております。

以上です。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 そうしますと、条例で定めるわけですけども、中身的には今までと変わらないと、こういうふうにも解釈できるんです。ところが、よくわからないのは、この今提案されております。学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者、これがきちんと入ってしまうと、今までは教育委員会が定めるということで、当市の第30条第1項の規定に基づく審議会の委員ということはあるにしても、教育委員会が委嘱するということになっておりましたから、具体的にわかりやすく言いますと、この議員はいろいろな委員会に参加を求められているわけですが、当総務文教常任委員会の関係で言いますと、今のことに関係した公民館運営審議会、それと社会教育委員、そこにはたしか、間違ったらごめんなさい。一応今のところ、議長がここの委員に入るということで運用してきていると思うんですが、その今、社会教育委員の方を見ますと、何ら今回、変更の提案はないということで、ちなみに、社会教育委員は葛城市の条例ではどんなふうになっているかというのと、設置は同じ社会教育法に基づいて設置するというので社会教育委員を置かなきゃならんということで、委員の定数は15名。任期は2年ということで、再任を妨げないということで、この社会教育委員会規則の中、待ってくださいね。ここではそれぐらいしか書かれてないかな。要は、この社会教育委員についてはそのままだということになっているんですね。

もうちょっと切り込んで聞きますと、議員というのは、独立した人格を持っているものがありますね。その議員は今、先ほど読み上げました3つの概念には入れない、入らないというのが普通の解釈だろうと。なぜかという、給食委員会にしても、次に出てきます博物館の委員にしても、きちんと議員を選ぶと、こういう規則なり、そういう条例できちんと定められているんですね。これは極めて当たり前のことだと。消防委員にしてもそうですね。議員を議員ということで選任、選ぶべき枠として定めてある。これは極めて普通の解釈だろう

と私は思うんですが、いかがですか。

藤井本委員長 春木委員、議員をどのように考えるかという、具体的におっしゃったけれども、そういうご答弁をいただいたらいいんですか。

春木委員 そうですね。要するに今までのうちの条例からは、議員が出ても私はおかしくない。教育委員会が委嘱するということになっているわけですから、教育委員会から委嘱されているので、規定になかっても、議員が選ばれても何ら不都合はない。しかし、ほかの議員が選ばれている、今、例に挙げました給食、消防の関係にしても、きちんと、次に出てくる博物館の審議委員にしても、条例なり規則なりで、そのあれが定めてられてあると。この場合は、今までは定められてなかったけれども、今回の改正ではこう定めているので、矛盾は出てこないか。こういうことでございます。

藤井本委員長 はい、わかりました。

教育長。

大西教育長 基本的には部長が答弁しました法改正において、従前の部分と変わりはないということでございます。今ご質問の件につきまして、議員の皆様方には当然この学識経験者を有するというような中で市民の代表という形でいろいろ高所大所、あるいは専門的ないろいろな情報を持ち、あるいはいろいろな専門性を持ちということで、そこで、私どもとしては、今までの社会教育法に基づいた、そういう中に規定している中に議員も参画いただいておりますので、これまで問題なく協議会、進めさせていただいているというところでございますので、今後も今の形で進めさせていただけたらと、こういうことでございます。ご理解いただきたいと思います。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 理解ができないんですけどね。今まで順序よくいっているとか、議員は一般的にそういう、今おっしゃった学識経験ですか、いうふうにご理解いただいて、今までは選任、選んでいただいていると、委嘱されているということは、それはそれでありがたいことだというふうにも思うんですが、だけど、きちっと1号、2号、3号というふうに、この中から選べと、こうなってくると、問題は少し違うというふうに思うんですね。一般的な学識経験者が入るといふことと議員が入るといふことは、やはり性格は、僕は違うというふう思うわけです。議員が入る場合、やはり議員を必要とするということをごどこかで定めておかないと、一般的にはそういうふうには通じないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

藤井本委員長 はい、教育長。

大西教育長 今回につきましては、先ほどから言っていますように、法律で定めるということで、それを条例に移行したということでの部分でございますので、従前のおり対応させていただくことで問題ないというふうに私どもは考えておるところでございます。

藤井本委員長 よろしいですか。

春木委員。

春木委員 これは条例でしょう。だから、やっぱり厳格でなければいけないと思うんですね。だから、何かそうであるならば、こういう規定に基づいても、規則なり、補完するものでもって、

やはりこのもし必要ならば、当市では議員を、例えば今おっしゃった3号の中の1つとして議員を選ぶとか、そういうものを入れてもらわないと。ほかの条例できちんと書かれているんです。次の博物館のあれを見ていただいたら、博物館の場合は本当にきちんと規則で定められている。だから、今回、この条例を定められたら、うちの規則は変えなきゃならないということになるんですね、次の博物館のことにすればね。だから、その整合性はやはりとっていただくという措置をとってほしいと、ぜひともとるべきだと考えますけど。

藤井本委員長 教育部長。

中嶋教育部長 今ご指摘のありました博物館の方は、今言いましたように規則できちんと議員の皆さんに参画いただくということはどうなっておりますので、今ご意見いただきましたので、これにつきましても規則等と更に細部にわたって議員に入ってください、こういうのを規定するよなものを考えてまいりたいというふうに思います。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 結構でございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

教育部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。ただいま上程になっております議第9号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することにつきまして、ご説明申し上げます。本案につきましては、地域主権改革一括法の公布による博物館法の一部改正に伴いまして、葛城市歴史博物館協議会の委員の委嘱の基準について改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、先ほどご説明申し上げました葛城市公民館条例の一部改正と同様の委員の基準を規定するものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

藤井本委員長 春木委員。

春木委員 1点だけ確認させていただきたいんですけども、この博物館運営協議会は、この上位法律は先ほどと違って、博物館法でしたですね。

(「はい」の声あり)

春木委員 そうであっても、一括法とのかかわりとしては同じということと理解していいんですね。

藤井本委員長 中嶋部長。

中嶋教育部長 先ほど春木委員のご質問でございますけれども、博物館法の一部改正ということで、地域主権改革一括法に関連する改正ということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第13号、葛城市火災予防条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

藤井本委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。よろしく申し上げます。それでは、火災予防条例の一部改正について、ご説明を申し上げたいと思います。このたび危険物の規制に関する政令の一部改正によりまして、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法に規定されております危険物第1類に追加されたことに伴うものであります。規制を受ける内容といたしまして、危険物を取り扱う配管、危険物を容器に収納または詰めかえる場合の容器などへの表示、危険物を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準、指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いの届け出となっております、それぞれの経過措置を講じるものとされたものであります。

なお、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は通称過炭酸ソーダと申しまして、主な用途といたしまして漂白剤に使用をされております。管内の状況でありますけれども、現在のところ、クリーニング業者等3事業所が該当すると思われまます。既に立入検査を行いまして、今回の改正内容を説明して、しかるべき指導を実施しております。

以上であります。よろしく申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員長 はい、中川委員。

中川委員 失礼します。ただいまの消防長のご説明、わかったんですが、ちょっと恥ずかしい質問です。30ページの4行目にあります指定数量の5分の1以上、指定数量未満とあるんですが、指定数量はどれだけで、そこから計算したら5分の1はどれだけか、ちょっと教えてほしいんです。

藤井本委員長 課長。

西川予防課長 予防課の西川です。よろしく申し上げます。ただいまの中川委員の質問に対してお答えをさせていただきます。今回の改正に伴う危険物に追加されたものにあつては、第2種酸化性固体という部類に入ります。指定数量は300キログラム、5分の1の量につきましては60キログラムでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 はい、中川委員。

中川委員 わかりました。ありがとうございます。それと先ほどの消防長の説明の関係で、葛城市内において3事業所、クリーニング業の方という説明がございましたんですが、これについて適正なる指導という形、おっしゃいましたね。該当するんですか、今回のこの件に。ただ、それは消防法と、葛城市の今回の火災予防条例の一部改正に伴っての行政指導というんか、実際は該当しない事業所であっても、その予防という面での指導をされたということではないのでしょうか。

藤井本委員長 課長。

西川予防課長 ただいまの件ですけれども、3事業所は、卸をやっている事業所が2カ所と、漂白剤いうことで洗濯業をやっておられる施設の3施設につきまして、それぞれ立入検査実施しました結果、1つの卸につきましては、機械等の卸ですので全く該当しませんでした。もう一つの卸やっているとあつては、日用品の卸をやっておられますんで、ジェル状の漂白剤がありました。一応酸化性固体ですんで、液状になりましたら危険物から外れると。ただ、この施設にありましては、メーカーに対してそれぞれ危険物であるかどうかの性状試験いうのをやってるはずで、やってもらってますんで、そのデータベースというのが国へ登録されます。一応そのデータベースを欲しいというのは伝えてあります。もう一つのクリーニング店にありましては実際25キログラム持っておられました。しかし、メーカーが先ほど言いました性状試験等を行いまして、これは非危険物であるというふうなデータもいただいております。ですから、今回の改正に伴いまして3施設該当するであろうと思われるところにあつては、全て該当しないという結論に出ております。

以上であります。

藤井本委員長 はい、中川委員。

中川委員 ありがとうございます。ちょっと私も、この言葉と漢字と数字、この関係で詳しいこと

をお聞きしたんですけど、わかりやすい説明、ありがとうございます。これからも火災予防というんか、葛城市の火災予防についての法適用、また査察等十分できるようによろしく願いしておきます。以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

休 憩 午後2時10分

再 開 午後2時16分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

河合部長。

河合総務部長 ただいま上程になっております議第14号、平成23年度の葛城市一般会計補正予算（第5号）について、説明を申し上げたいと思います。全体といたしましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,100万4,000円を減額いたしまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,060万2,000円とするものでございます。以下、継続の補正、明許繰越、地方債の補正となっておりますところでございますが、分割付託をされておりますので、当該常任委員会に係る部分につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の9ページをお願いいたします。第3表の繰越明許費についてでございます。7款の消防費の1項消防費、消防救急無線デジタル化工事実施設計業務281万7,000円、それから、全国瞬時警報システム（J－A－L－E－R－T）整備事業192万3,000円でございます。これにつきましては国の3次補正によるものでございます。

それから、教育費の4項幼稚園費でございます。事業名につきましては、新庄小学校附属幼稚園の園舎改築工事実施設計業務につきましては1,282万2,000円、おのおの繰越明許を設定するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。第4表の地方債補正でございます。まず、

追加でございますが、農業生産基盤盤全管理等推進事業でございます、限度額につきましては6,410万円を設定するものでございます。

それから、変更の部分でございますが、合併特例債、特例事業でございます。限度額18億1,500万円を11億6,510万円とするものでございます。

それから、防災対策事業につきましては910万円を1,280万円とするものでございます。また、臨時財政対策につきましては7億9,100万円を7億6,730万円とするものでございます。

次に、事項別明細書の17ページをお願いいたしたいと思います。歳出でございます。まず、1款議会費でございます。補正額が185万1,000円の減額となっております。決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、2款の総務費でございます。一般管理費につきましては643万7,000円の追加でございます。負担金で、退職手当の負担金753万8,000円の追加につきましては、退職者1名増による特別負担金の追加でございます。

次に、電子計算費につきましては2,047万円の減額でございます。地域情報化推進費につきましては380万円の減額となっております。おのおの決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、自治振興費でございます。58万6,000円の減額となっております。需用費の45万円の追加につきましては、防犯灯の電気代の追加となっております。

次に、18ページでございます。賦課徴収費でございます。115万円の減額となっております。決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、23ページをお開き願いたいと思います。5款の農林商工費、3項商工費の4目の緊急雇用創出事業費でございます。1,033万5,000円の減額となっております。このうちの説明欄に書いておりますように、5カ国語によるホームページ制作委託料171万2,000円の減額。公有財産管理台帳デジタル化業務委託料376万8,000円の減額でございますが、これにつきましては、委託契約の契約差金ということになっておるところでございます。

次に、24ページでございます。7款の消防費でございます。常備消防費でございますが、474万円の追加となっております。これにつきましては国の3次補正による追加でございます。

次に、非常備消防費でございます。25万円の追加でございます。これにつきましては第4分団のエアコンの更新でございます。

次に、消防施設費でございます。250万円の減額となっております。決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、災害対策費でございます。25万6,000円の追加でございます。防災倉庫の資機材の修繕料でございます。

次に、8款の教育費でございます。事務局費でございますが、457万円の減額となっております。決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、小学校費の学校管理費9,510万円の減額。教育振興費50万円の減額につきましても同様に、決算の見通しのついたことによる減額となっております。

次に、中学校費の学校管理費でございます。420万円の減額でございます。契約差金による減額となっておりますでございます。

次に、教育振興費でございます。40万円の減額でございます。決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、5項の社会教育費の文化財保護費でございます。150万円の減額でございます。これも同様に、決算の見通しのついたことによる減額でございます。

次に、公民館費でございます。150万円の減額となっております。契約差金による減額でございます。

次に、文化会館費でございます。394万1,000円の減額でございます。決算見通しのついたことによる減額でございます。

次に、26ページでございます。公債費でございます。利子につきましては1,950万円の減額となっております。

次に、11款の諸支出金でございます。財政調整基金費でございます。8億600万円を積み立てるものがございます。追加でございます。それから、体力づくりセンター整備基金費につきましては、395万9,000円の減額となっておりますでございます。

次に、歳入の方の事項別明細書の説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。市税でございます。個人につきましては3,430万円の追加でございます。法人につきましては、1億8,070万円の追加ございまして、均等割で590万円の減額、法人税割で1億8,660万円の追加でございます。

次に、固定資産税でございます。3,990万円の減額となっております。

次に、軽自動車税でございます。240万円の追加でございます。

次に、市たばこ税でございます。2,660万円の追加でございます。配当割交付金でございますが、800万円の追加となっております。

次に、12ページでございます。5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。200万円の追加でございます。

次に、9款地方交付税でございます。4億3,322万2,000円の追加となっております。普通地方交付税でございます。

次に、13ページの国庫支出金の2目の消防費国庫負担金でございます。156万4,000円でございます。説明に書いてありますように、緊急消防援助隊活動費の負担金となっております。

次に、2項の国庫補助金でございます。そのうちの5目の消防費国庫補助金でございます。96万1,000円の追加となっております。

次に、教育費国庫補助金でございます。1,477万6,000円の追加でございます。

次に、14ページでございます。14款の県支出金2項県補助金の4目の農林商工費県補助金でございます。623万5,000円の減額となっております。このうちの商工費補助金で833万5,000円の減額となっております。その中の緊急雇用創出事業1,033万5,000円の減額となっております。このうちの総務文教常任委員会に付託されておりますのは548万円の減額となっております。

次に、県支出金の県委託金、総務費県委託金でございます。1,115万9,000円の追加となっております。

次に、15款の財産収入の利子及び配当金でございます。4万1,000円の追加でございます。

次に、16款の寄附金でございます。一般寄附金でございます。79万9,000円の追加でございます。

次に、17款の繰入金でございます。財政調整基金繰入金でございますが、4億6,026万9,000円の減額となっております。

次に、18款の繰越金でございます。4億3,524万2,000円の追加となっております。前年度の繰越金でございます。

次に、16ページでございます。諸収入の預金利子でございます。81万5,000円の追加となっております。歳計現金の預金利子でございます。

それから、19款の諸収入の3項雑入、4目の雑入の1,138万4,000円のうち、説明欄に書いてあります2段目の体力づくりセンター運営収益金400万円の減額ということになっております。

次に、20款市債でございます。1目の総務債でございます。6億4,990万円の減額となっております。合併特例債でございます。

次に、消防債でございます。370万円の追加となっております。緊急防災・減災事業債でございます。

次に、臨時財政対策債でございます。2,370万円の減額となっております。

次に、農業債でございます。6,410万円となっております。農業体質強化基盤整備促進事業債でございます。

以上で説明を終らせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 平成23年度の一般会計補正予算の説明をいただきました。冒頭にごございましたように、決算の見通しがついた事業の確定にかかわる請負差金であるとか、また、第3次、第4次の国の補正に伴う追加であるとかというご説明がありました。まず、歳出の方では、26ページに財政調整基金費でこのたび、この補正で8億600万円、基金の積み立てが行われたというところでありますし、また、歳入の方では、今、先ほど説明あった市税のプラス・マイナスすると約2億1,500万円ほどの増収というんですか、地方交付税4億3,000万円の増収といいますか、これに伴って、この15ページの財政調整基金への基金の繰り戻しというんですね。4億6,000万円ほど、ここはマイナスで掲載をいただいています。

端的に申しまして、支出の方では基金を積み立てて、そして、本来当初予算から繰り入れた基金を繰り戻したと、こういう形で、この平成23年度の事業がおおむね決算を含めてこのような経過になったということで、まず、いわゆる基金を積み込み、当初予算から基金を取り崩したやつを繰り戻せたと、そういった一連での経過について、少し説明を求めたい。

このように思います。

藤井本委員長 山本課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。当初142億7,000万円でスタートいたしました平成23年度一般会計予算でございます。基金、今ご説明のように、財政調整基金4億7,000万円を繰り入れる中での収支予算編成を行ったところでございます。年度途中の執行状況、また、一般財源、年度中に確定いたしましたもの等々、おおむね決算見込みに近い数であろうと認識しておりますが、そういった一般財源、先ほどもおっしゃったように、市税全体では2億円余り、それと地方交付税で約4億4,000万円。それと平成22年度からの実質収支、9月補正で1億7,300万円余りを予算で取り入れたわけでございますが、残る4億3,524万2,000円、今回入れさせていただいた中で、一般財源的には約10億を超える財源がおおむね決算見込みの中で見込まれると、こういう経緯になったところでございます。まず、当初で見込んでおりました4億7,000万円の財調基金の取り崩しといったものを繰り戻し、残りを財政調整基金に積み立てさせていただくと、こういう中での3月補正の内容となったわけでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。全体的な財政状況というのは限りなく厳しい状況が国も含めて続いていくわけなんですけど、このような形で当初予算から積み込んだ基金を戻す。これも自主財源並びに既存財源、さまざま経過があらうかとは思いますが、しかし、健全な財政運営を今後もしていただいて、全庁的な職員の皆さん方の努力、そして、効果的な財政運営というふうなたまもののおかげでこういった結果にならうかということで、一定の評価をさせていただいて、しかし、厳しい今後も大きな事業も続くわけでございますので、しっかりとまた、来年、収支面でしっかりまた経過をたどりながら努めていただきたい、このように思っております。

藤井本委員長 いいですか、もう。

朝岡委員 はい。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号の関係部分は、原案のとおり可決すること

に決定いたしました。

次に、議第17号、平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中嶋部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。ただいま上程になっております、平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料の2ページをごらんいただきます。歳入歳出補正予算、それぞれにつきまして、合計額、補正前の額から377万円減額いたしまして、2億9,676万5,000円の予算になる減額でございます。

主な補正内容でございますけれども、3ページをごらんいただきます。歳出でございますけれども、予算の執行状況を把握いたしましたところ、不用額等につきまして調整を行わせていただくということでございます。377万円の減額でございます。歳入につきましても、一般会計からの繰入金がございますので、ただいま歳出の方で377万円と同額を繰入金の減額ということでございます。

以上、簡単でございますが、説明とします。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時39分

再 開 午後4時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。まず、初めに、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

前回の委員会で委員より、給食センターの建設に係る都市計画マスタープランなどの計画変更の必要性について意見があり、後日の総務文教常任委員会協議会で理事者より、現在予

定している場所に給食センターを建てることについては、都市計画法上問題はないというふうな説明もあったところであります。

本日はまず、もう一度、現在予定している場所を選んだ理由、また経緯についてご説明をいただきたいというふうに思います。

市長。

山下市長 それでは、皆様方に正式、かつ公式に、この場所を選んだ理事者側の見解をご説明をさせていただきますというふうに思っております。新庄町、當麻町合併前から、給食センターにつきましては、老朽化をいたしておりまして、建替えということが言われておりましたが、合併をするに当たり、合併をしてから統一的な給食センターの建設をということでございました。平成16年10月1日に合併をし、それ以降、予算査定のたびに、この話題が出てまいりましたし、また、平成19年には、教育委員会の方から理事者側の方に、統一をして建替えをしてほしいという申し入れがあったわけでございます。その理由の中には、新庄、當麻両給食センターのメニューについて、設備が違うことによって、メニューを統一できないということであるとか、また、器等、食器等が新庄、當麻両方で違うものを使用しておったり、片一方はトレーを使っておるけれども、片一方はトレーがないというようなことであったり、はしの使い方であったりとか、そういう細々した問題を統一する目的が1つ。また、あと、最近、ふえておりますアレルギーの子どもたちに対して、現在の学校給食センターの設備におきましては対応しきれないということで、その対応できる給食センターの建設が急務であるという要望、また、給食センター、葛城市の場合はウエット方式という床をぬらして調理をするという状況でございますけれども、菌の繁殖等を防ぐために、最近はドライ方式にしたいという文部科学省からの指導もございまして、その方式に新しい給食センターを建てる場合に切りかえるべく提言があったわけでございます。

行政といたしましては、その場で建替えるというよりも、2つの給食センターを統合して建替えることが望ましいであろうということは議論をされておりましたけれども、いかんせん、学校給食センターの建替えに関しましては、用地費が出ないということと、建設の費用に関しまして、おおむね土地も含めまして10億円から15億円ぐらいの費用がかかるという試算を出しながら、その中の7,000万円程度しか補助金が出ないということで、何かいい方法がないのかということとをずっと模索を続けてきておったというのが現状でございます。合併した当初には、中道・諸楯線の改修のときに際してその用地購入費を充てていこうとか、いろんな考え方とか、試算というのはさせていただいたんですけれども、その事業も今ちょっととまっておるということもあって、新たな用地購入費や建設費用の捻出に関して頭を悩ませておったところ、合併特例債で残る費用について充てたらいいんじゃないかということとを議会議員の皆さんからご提言をいただき、また、我々としてもそのことについて検討させていただいた結果、この補助金をいただける以外の費用に関しまして合併特例債を充てさせていただくということで、議会にこの案を提出をしていこうということになったわけでございます。

しかしながら、合併をして8年目を迎えておる我が市といたしましては、平成26年度で合

併特例債が切れると。このことについて、新市建設計画の中に組み込んでいただくように議会をお願いをしていかなきゃならないという問題と、また、この合併特例債を使ってやるには用地購入を急がなければならないということ、その問題をクリアしていくのにどういう方法があるのかということも1つ、問題点として上げさせていただき、また、これを統合した場合に、新庄、當麻両方の給食センターを1つにして建設をさせていただいた場合、葛城市には中学校が2つ、小学校が5つあるわけでごさいます、この7つの小・中学校に効率よく配食をしていかなければならない。やはり新庄、當麻の真ん中に当たる地域に建設するのが適当であろうというふうに考え、その用地の選定について案を進めておったわけでごさいます、合併特例債の使用期限が少なくなってくる中で、用地購入をするのに、個人所有のところに対してお声かけをさせていただくということになるとかなりの時間を要するということがあって、何か適当な場所がないかというふうに検討し、探しておりましたところ、平成16年に新庄町の開発公社が購入をし、葛城市になってから引き継がれております、寺口にある、いわゆるお城と言われているところがちょうど給食センターを建てる用地的に見ても、面積的に見ても十分に広さがとれるということもごさいますし、また、その中で開発公社が持っておりますから、用地交渉をなしに購入をすることができるという問題、そういうことがあると同時に、購入をして以降、この維持管理に関しまして、開発公社で持っておりますものですから、毎年300万円程度の金利がかさんでまいりますし、また、セコム等事務的な費用もトータルで300万円か、その程度かかってきております。そのままあそこにあります建物の使用等をこれから検討しようと思っても、あそこにある建物を見ますと躯体の方もかなり維持していくに困難な状況でもあると。雨漏りもあり、非常に危険だし、あそこを使って何か新しいものをつくり出そうと言っても、場所の利便性の問題、また、あそここの建物を使えるように改築をした場合に、数千万円やはり投じていかなければならないということもかんがみて、やはり給食センターを建てるに際して、いっそのこと今まで買ってきて、使用目的がなかった、この建物をこの際、破却させていただきまして、その上に新たに給食センターを建設させていただこうと思ひ至り、今回、皆さん方に提案をさせていただいているということが現状でごさいます。

前回から皆さん方、心配をしていただいております。都市計画マスタープランであったり、山麓地域の整備計画というものは、引き続き検討し、地域住民の皆さん方とご相談をさせていただきながら、その部分でよりよい地域の活性化に向けて努力を続けていきたいというふうに思っております。

以上でごさいます。どうかご理解をいただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

藤井本委員長 ただいま市長より説明願いましたが、今の説明で何かご質問等ございせんか。

朝岡委員。

朝岡委員 ただいま市長から、改めて給食センターの新たな事業についての見解をお示しをいただきました。旧町の合併前からの課題と申しますか、旧両町にある老朽化の給食センターを建替えをすると。こういったことに対して有利なと申しますか、補助事業もなかなか見当たらな

い。その中で、期限が迫っている合併特例債を有効に活用してこの事業を進めていく。その中で統一した施設を建設する中で、土地の面積、また、旧町各学校への効率的な、効果的な配食をするために、ほぼ町の中心地であり、また幹線道路等への進入方法も、そういったいろいろな、さまざまな勘案をした中で、当初、当時の都市計画に沿って土地開発公社が先行取得しておいた現在予定地が今後の事業費も含めて、また、今私が申しましたようなことも含めて適切であろうと、こういうご見解であったと思います。

先般の確認でございますが、さまざまな議論の中では、当然それには今、先ほど来市長がおっしゃっているように、建物も建って、そういったことで購入をした費用プラス、当然この解体をする費用等も今後の予算計上されるという中で、やはり期限も迫っている。さらに、新たな土地を確保するということが大変、なかなか現実味に即してない。いわゆる期限が少ない。また、まわりの皆さん方の当初のそういう事業計画ではないということであっても、さまざま先般質問もされておられましたけど、時代とともに地域の皆さん方のニーズも変わり、皆さん方との話し合いをしていただいても十分ご理解いただける。こういうお話であったと思いますので、先ほど来申し上げたように、今後より多くの市民に十分、施策としてはご理解いただけるという思いをお持ちいただけているのかということを再度、確認しておきたい。

藤井本委員長 市長。

山下市長 今後、この用地で確定をいただき、事業を進めていくに当たって、前から建っておる建物について、それを破却をし、また新しいものを建てるということになるわけでございますけれども、葛城市のこれからの給食の問題であるとか、また、市が公社が保有しておるところの有効活用ということを大局的に見て、これは合併特例債を活用させていただきながら、この事業を進めていける有効な利用方法でなかろうかというふうに思いますので、ぜひ皆さんにこれをご理解をいただき、ご協力をいただきたいと思いますというふうに思っております。

藤井本委員長 他にありませんか。阿古委員。

阿古委員 一般質問でもさせていただいていますので、一言だけ申し上げたいと思います。給食というのは、やはり子どもたちや生徒や園児たちにとって100%安全なものではないといけないと思います。ですから、給食センターの建設に当たっては、その安全の確認を再度計画の中で考察していただきたいと存じます。処理能力といいますか、処理数も含めまして、給食センターの建設に当たっては慎重に検討を今後お願いしたいと存じます。

以上です。

藤井本委員長 教育長。

大西教育長 今、阿古委員の方から建設に当たっての最優先課題として食の安全ということのご指摘をいただきました。私どもとしまして当然のこととございまして、ご心配いただいています。ちょっと高いところに今考えていることですので、いろいろ生物的にどうなんだというような、この間からもご指摘いただいています。もちろん起こしてはならない。そういう食の安全ということにつきましては、もう計画の段階から万全を尽くして検討に入っていきたい、計画してまいりたいというふうに思います。

あわせて、食数につきましても、もう一度、改めまして、両方センターの経緯、両地区を合併することによって、将来的な児童数等々の推移も見ながら、将来にわたって食数を確保できる数はどれだけでいいのか、そのことももう一度、細かく検討していきたいというふうに思います。その計画につきましては、また議会の皆さんにも検討過程をいろいろお示しさせていただきながら、また、皆さん方にもご意見いただき、お知恵をおかりしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ほかに。

春木委員。

春木委員 まずは、今、阿古委員のご要望に関連して、先、要望事項を申し上げたいと思うんですけど、せっかくこの土地に給食センターを建てるということでございますので、このよさというものを、今、安全面から見て、そのマイナス面じゃないですけど、安全面から十分検討してほしいということ。私の方はまた別に、非常に見晴らしのいいところでもありますし、それから、これはぜひ検討していただきたいこととしては、井戸、温泉を掘られたと。温泉が出たのかどうかわかりませんが、井戸を掘って、そのまま使える状況にあるならば、水資源として考えられるかどうかは別ですけど、最近、エコ設計で、ヒートポンプといいますか、エアコンなんですけど、非常に温度が安定している井戸を利用してヒートポンプを使えば、結構効率よく空調ができるという技術も随分発展しております。そういうことをもし利用できるならば利用するとか。

見ていただいたら、たくさんのお城があるわけで、そういうものは全部なくするんじゃないくて、景観の中に取り入れるとか、あるいは食育の中でこの施設がかなり活かした施設として使うためには、ひょっとしたら、景観なんかも利用できるんじゃないか。より多く、あそこにあるということの利点というものを十分設計の中で活用していただきたい。これは要望で、前回もちょっと言わせていただいたと思うんですけど、ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。改めて要望させていただきます。

それと、ちょっと市長がご説明の中で、あの城を改めて利用するにはたくさんのお金がかかる。これはもうそのとおりでと思うんですね。ただ、目的がなかったということではないというのは再三、議論になっているので、改めてご紹介、ほかのたびたびご紹介されたと思うんですけど、旧新庄町の方でなされた山麓地域整備基本計画の概要ということで、地図の中では、あのお城のエリアというものがラインガルテンの一角の中にあって、交流拠点ということで、例えば物産の販売なり、総合案内なり、貸し館と、こういうことで、あのところを使うんだということが地図上でも示されております。しかし、それが今使えるという意味で言っているんじゃないんですよ。そういうこととして計画されたというのは、これは紛れもない。これ、年度とか、どうかちょっとわかりませんが、そういうものとしてあったということだけはしっかりご記憶をいただきたいというふうに思います。ただ、これは新しい、この間、示された山麓地域の都市整備の計画の中では、また改めてこのことも含めてまちづくりとして検討するんだということでありましたから、それも1つの課題であったと思うんですけど、そういう形で提案されておりますので、その面からも十分地域住民の方と

よく相談をしていただいで進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 要望だけですね、今のは。

春木委員 ええ。もう答弁は結構でございます。

藤井本委員長 ほかに。

それでは、私、確認事項として、確認のために私の方からさせていただきたいと思います。質問というより確認と受けとめていただいでいいんですけども、都市マスタープランについての変更手続は議会の議決を要らない。このまま行っていいんだと。これは説明を受けました。そやけど、総合計画の中にクラインガルテンと何とかの里というのが入っているわけですね。いやいや、文言入ってる。入ってます。

(「入ってない」の声あり)

藤井本委員長 いやいや、総合計画に入ってますよ。

(「クラインガルテン、入ってない」の声あり)

藤井本委員長 いや、入ってますって。持ってますから、出しましょか。

西川議長 ちょっと委員長な。委員長が質問をして、質疑をして回答もらうんやったら、副委員長にかわって、それで、普通の委員の席できちっと聞いたらどう。質問なら。

藤井本委員長 いや、確認とって。

西川議長 確認だけかい。

藤井本委員長 はい。これでいいのかということ。

では、暫時休憩します。

休 憩 午後4時22分

再 開 午後4時42分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、給食センターについて、議論進めてまいりました。委員の方から、希望と言うんですか、いろんな要望が出てまいりました。私の方からも、周辺なり、山麓の計画、新たな計画の策定ということをお願いしたいとお願ひしたいと思ひます。

給食センターについてほかにございませんでしょうか。

ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、この学校給食センターについては、平成24年度予算に用地購入費と測量設計費と委託料が計上されております。21日から開かれます予算特別委員会で審査をされますが、これから本委員会といたしまして、これからの進め方について委員の皆さんにお伺ひいたしたいと思ひますが、ご意見等ございませんでしょうか。

今のわかっていたいでしょうか。予算特別委員会は予算特別委員会としてやるけれども、今後給食センターということの進め方についてということ。

春木委員。

春木委員 そんなに時間がないですから、いろんな問題を精力的に検討していただきたいと思ひます

ので、活発な委員会の開催をお願いしたい。このように思います。

藤井本委員長 ほかに、ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、給食センターについては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。

本件については、先ほど補正予算の中にもありましたように、平成23年から繰越しされる事業内容など含めた現在の進捗状況について、また、平成24年度事業報告等につきまして、お手元にお配りしております工程表に基づきご説明を願います。

西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いたします。先日、2月17日の総務文教常任委員会のごときにご質問がありまして、口頭で改築計画を述べさせていただきました。その部分が具体的に資料で出せるようになりましたので、きょう、ご説明をさせていただきます。案ということで、新庄幼稚園の改築工程計画でございます。平成24年3月から5月10日まで、現地調査、3者打ち合わせ、基本案提示、3者は業者と教育委員会と幼稚園ということになっております。4月から5月10日までに各行政各課相談、農地転用等の打ち合わせでございます。それから、4月20日から6月8日、市開発事前協議、書類作成・書類提出・事前協議となっております。5月12日から8月10日、県開発許可申請、書類作成・書類提出・開発許可承認ということで予定をしております。6月10日から9月24日、確認申請、書類作成・事前審査提出・書類提出・本申請という予定をしております。6月1日から9月10日、実施設計、各申請による検討・実施設計ということです。9月1日から10月10日、設計内訳書作成。これは内訳書の作成でございます。10月1日から11月30日まで、工事の入札準備、業者選定委員会・学識経験者の意見聴取公告等ということになっております。12月1日から入札、議会の議決をいただきまして契約、平成25年1月に起工式を行いまして、工事着工に進めたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いましたが、何かご質問ございませんか。

はい、中川委員。

中川委員 今、課長の方から説明いただいたんですが、この出してもらった工程計画案、これ、頭の中で整理できてますか、委員の皆さん。何月何日から何日までこれやってって、私、ちょっと頭の中で整理できなくてね。嫌味な行動ですが、横書きにしたんですわ。基本なんです。工事工程表、あるいは計画工程、横のラインで日付入れてもらったらと思ったんで。まず1つ、それです。

これで特に言いたいのは、前例出したら悪いですけど、磐城第二保育所。理事者もわかっておられると思いますけど、あんなような形になって。最後、着工できたんですけど。この中である4月20日から6月8日、市開発事前協議。また、県開発許可申請。この関係の書類作成、提出、事前協議の関係。特に慎重に、また、かつ早く処理できるように、確実にできるように進んでほしいんです。というのは、私も一部かかわったんですけど、用地の関係で

ちょっと予定よりもずれておると、遅くなっておるとというのが現状やと思います。この工程も、平成25年ではなく、平成24年中に起工式着工の予定で進んでこられたと思うんですけど、ここで特に開発関係、また確認申請、これで手間取った部分ありますので、今までの轍を踏まないように、市の開発事前協議、同じ市役所の中の市長部局、教育委員会部局ですので、各部協力の上、迅速に、さすが葛城市やと、ええことしよつたと、書類的にもミスなかったという進め方をしてほしいです。

それと、この工事について、土木建築工事、この発注形式はどういうふうに考えておられるかお聞きしたいです。

藤井本委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 今現在のところ、発注につきましては、開発で造成の部分、そんなに多くないと考えておりますので、建築と一括で発注をしたいと今現在のところは考えております。

以上です。

藤井本委員長 はい、中川委員。

中川委員 わかりました。多分土木工事の方が比較的早くでき上がるという発想のもとですね。そして、何もそうしてほしいと言うんやなくて、だれしも、先ほどの話も一緒に、だれしも、1日も早くこの工事を完了して新しい園舎、新しい園庭を使いたいというのが保護者、子どもさん自体もというようところで、1日でも、短い工事期間ですね。1日でも多くの方が長く使用できるように、完成を早く見たいという希望もあるので、できれば分離分割発注というんですか、言葉として間違ってるかもわかりませんが、そういうことも1つの考え方というふうな持ち方はできないものでしょうか。ちょっとご意見を聞かせてもらいたいと思います。

藤井本委員長 市長。

山下市長 今、中川委員からご提案をいただきました。まさに子どもを通わせている親の気持ちとしては、1日も早くいい施設に入れてあげたいという思い、今現在、磐城第二保育所も建設をさせていただいております。これも同じように、1日も早く入ってもらえるように努力もしていきたいというふうに思っております。今ご提案をいただきました分離分割の発注方式について、そちらの方が早くできるのか、また、どういう形でなのか、一度、検討してみて、比較検討して、また議会の皆さん方にご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

藤井本委員長 はい、中川委員。

中川委員 案として提示申し上げたら、市長の方から一応検討するという言葉をいただきまして、繰り返して申し上げますが、この事業についても、1日も早い完成を見るように努力をお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

はい、春木委員。

春木委員 最初の日程のところ、現地調査、3者打ち合わせ、基本案提出とあるんですけども、要

はどういうものを建てるんだという設計図といたしますか、その辺は議会にここで示していただけるということなんでしょうか。ちょっと教えてください。

藤井本委員長 市長。

山下市長 こちらで準備、いろいろとさせていただいたものにつきましては、また、逐次お示しをさせていただいて、ご理解いただけるように進めさせていただきたいというふうに思っています。

藤井本委員長 よろしいですか。

春木委員 結構です。

藤井本委員長 ほかにないですか。

阿古委員。

阿古委員 これは前回の委員会とか協議会やったときにも、リズム室の問題ですとか、実際に今建っている園舎がどうなるのかとか、新しい園舎がどうなっておるのかというのを、正式な設計図でなくてもいいと思うんですよ。仕様書みたいなね。あんな細かいものでなくてもいいから、例えばその面積、どの程度あって、どういう配置になるとか、どういう具合になるというものは、前回もちょっと提示してほしいなと言うたんですけども、それはできるだけ早い時期にしてもらわへんと、みんな興味を持つところですからね。それによって、ひょっとしたら、各委員さんでも、いや、こういう工夫もできないのかなというような意見も多分出てくるかもわからないし、そやから、その辺は早急に提示していただきたいと思います。それぐらいのものでしたら、大体いつごろ提示できそうですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川教育総務課長 具体的にいつかというのはあれなんですけども、今、1回目の打ち合わせのときに、既に今の園舎をそのまま使いながら工事をするという形の提案をさせられている段階でいろいろな業者からの提案もいろいろありまして、メリット、デメリット出させてもらってという形に、いろいろ模索をしてる状態なんで、それがわかり次第、提案させてもらうという、ここで出させてもらうという形で、いつごろということを具体的に言うとなると、ちょっと。

阿古委員 いや、言うてる意味、ちょっと違うんやけど。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 別に、工事してる間、どうですなとかいう話じゃないんですよ。そやから、完成図としてどういうふうな配置になるとか、大まかで結構なんですよ。そやから、開発許可申請するのに、そんな細かい仕様書をつくって、そのでき上がるまでのもので結構ですから、そやから、どうなるねんというふうな大まかなものだけでも早い時期に提示してください。それはいつごろになりますかという話です。

藤井本委員長 西川課長。

西川教育総務課長 今のところ、この一番最初の5月10日に基本案の提示が終わってしまいますので、これ以後に、6月の議会までにはお示しできると思うてますけど、それまでにわかりましたら、それを5月の後半ぐらいまでに。

藤井本委員長 阿古委員。

阿古委員 非常に時間がない、時間がないというのはわかるんですよ。それで、これ、いろんな事業に一貫して言えることなんやけども、合併特例債の期限がある。その中で事業を詰め込んでいかなあかん。それで、一般質問でもしたんやけど、懸念する部分があるんですよ。そやから、議会としては、やっぱり市民にとって、その建物の本来の目的としてふさわしいものであるということを確認したいわけですよ。ですから、行政内部の事業の組み立て方としては、時間がないながらも、その手続を着実にとっていただきたいということを再三申し上げているわけね。その中で、そういう事前協議というときには、もう多分ある程度でき上がってないと事前協議できないですから、そやから、できるだけ早い時期に出してくださいということを話しているんですわ。そやから、最短で、それが今、何日にできますという返事はいただかなくて結構ですから、最短で提示させてもらいますという返答だけいただいたら納得しますんで、もうその返答だけして。

藤井本委員長 教育長。

大西教育長 このスケジュールでいきますと6月8日ですか、事前開発協議等と、これはほぼ確定したものでないと、いけないということになります。まず、ご質問で、こういう幼稚園やというイメージ、こういうものはあるかと思しますので、私どもとしましては、このスケジュールに従いまして、まずはイメージ的な図、こんなものもできた時点でまた相談させていただき、そこから先、確定する作業に伴って、またそれぞれ提示させていただくということさせていただきます。今、したがいまして、いつ何時これというのは、ちょっと今申し上げることは難しいかと思えますけど、早急に作業を進めてさせていただきます。

藤井本委員長 ほかに。

副委員長。

辻村副委員長 すいません。確認させていただきたいんですけども、今、イメージ図ができれば、提示させていただきたいというふうにおっしゃっていただいたんですけども、やはり幼稚園というのは子どもたちが過ごす場所であって、安全とかも確保していかないといけないと思うんですけども、総務文教常任委員会の方でも、いろんな意見なども、要望じゃないですけども、それに対して、設計に対してこうしてほしいとかいうことも聞いていただけるのでしょうか。

藤井本委員長 はい、教育長。

大西教育長 委員の皆さんのいろいろな思いを私どもも活かしてまいりたいというふうに思いますので、いろんな方からいろいろご意見を伺ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、本件についても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。所管事項の調査案件である葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、事業の推移に伴い随時委員会を開催し、審査を必要

とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、所管事項の調査案件である葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

藤井本委員長 以上で、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、長時間にわたりまして、総務文教常任委員会、途中協議会等挟みましたが、大変ご苦労さまでございました。きのう、きょう、あしたと中学校、きょうは幼稚園、あすは小学校の卒業式で、子どもたちを目にする機会が多い、その中で本日、委員会を開催させていただいた。どちらも、給食センター、また、幼稚園というところですね。やっぱり子どもたちを見る目というところについては我々も興味を持って、いろんな意見を申し上げているところです。しかし、そういうことで子どもたちのためという思いが強いがゆえに、ここへ来てもいろいろな意見が出てまいりました。不十分な点、今ご指摘もありましたけれども、引き続き継続審査ということで進めてまいりたいと思います。

なお、私の方から、委員外議員であります白石議員さんに一言だけ申し上げたいというふうに思っております。市長からは指導不足であったという弁がございました。副市長からは、強い思いを述べたけれども、それは意図するところではなくというところの反省の言葉もございましたので、委員会としては、一定理解をさせてもらったということをお伝え申し上げたいと思います。

以上をもって、総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後5時13分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

藤井本 浩